

重要なお知らせ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う CPD取得単位対象期間における特例措置の終了について

令和6年11月
京都府建設交通部

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、各種研修・講習会が中止・延期されていることを踏まえ、配置予定技術者における技術者の継続教育（CPD）の取得単位の対象期間を延長する特例措置を行っていましたが、令和5年5月に同感染症の感染症法上の位置づけが5類に移行し、講習会等も概ね従前のおり開催されるようになって1年半以上経過していることを受け、特例措置を終了する予定ですので、お知らせします。

引き続き、継続教育（CPD）については、推奨単位の取得・維持に努めていただきますようお願いいたします。

記

1 対象となる入札案件

令和7年4月1日以降に入札公告する総合評価競争入札によるもの

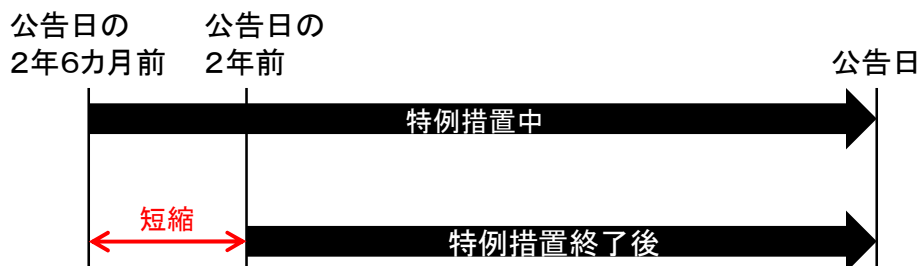
2 入札・契約手続における対応

総合評価に関する事項の内、配置予定技術者における技術者の継続教育（CPD）について、取得単位の対象期間は以下のとおり。

- 特例措置中の取扱い : 公告の日の2年6ヶ月前から公告日までの間に取得した単位
特例措置終了後 : 公告の日の2年前から公告日までの間に取得した単位

(例) 令和7年4月1日に入札公告された案件の場合の取得単位の対象期間

- 特例措置中の取扱い : 令和4年10月1日～令和7年4月1日
特例措置終了後 : 令和5年4月1日～令和7年4月1日



図：対象期間の考え方